

# 白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### 第5条

引用条項の改正に伴う所要の文言整理を行う。

## 3 施行期日

- (1) 第5条第6項に関する一部改正については、令和7年4月1日から施行する。
- (2) 第5条第4項に関する一部改正については、令和7年6月1日から施行する。